

## 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、石狩市長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

**第1条** この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

**第2条** この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

**2** この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

**第3条** 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

**第4条** 甲は、次の各号に掲げる場合に置いて、乙に対し応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
- (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

**2** 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

**第5条** 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

**第6条** 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する経費は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當

な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

**第7条** 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

**第8条** この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

**第9条** その申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

**第10条** この申合せは、平成22年5月27日から適用するものとする。

平成22年5月27日

甲 北海道開発局長

乙 石 狩 市 長